

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

ちちぶ圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町）（以下「圏域」とします。）では、2012（平成24）年12月に、圏域の自然環境の保全や地球温暖化等の環境問題に対応した具体的な施策を示す「ちちぶ環境基本計画」（以下、「第1次計画」とします。）を策定しました。なお、第1次計画には「ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「第1次区域施策編」とします。）を内包するとともに、5つの基本目標を掲げ、その達成に向けて様々な取組を進めてきました。

今回、2022（令和4）年度をもって第1次計画が計画期間の終了を迎えるにあたり、第1次計画の計画内容を見直し、今後において圏域を取り巻く社会情勢や環境課題に対応するため、2023（令和5）年度から10年間を見据えた「第2次ちちぶ環境基本計画」（以下、「本計画」とします。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、各市町の「環境基本条例」または「環境保全条例」に基づいて定めるもので、圏域における環境の保全に関する目標及び施策について、総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性を示すものです。本計画の推進にあたっては、国や県の環境基本計画や、その他関連計画と連携していくこととします。なお、本計画には「第2次ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「第2次区域施策編」とします。）を内包し、昨今、国内外で喫緊の課題としてあげられる地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に効果的に取り組みます。

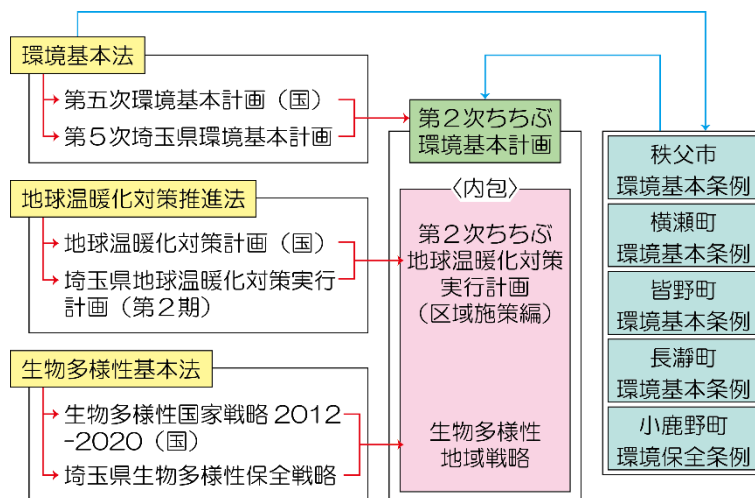


図 1-1) 計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画は、内包する第2次区域施策編と合わせ、計画期間を 2023（令和5）年度から 2032（令和14）年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢や環境情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

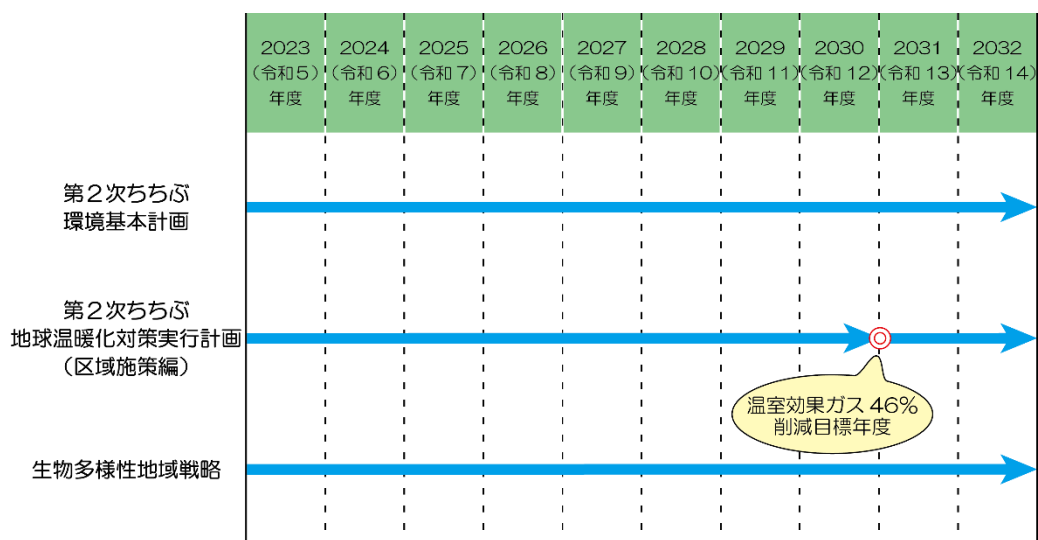


図 1-2) 計画の期間

4. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は圏域全域とし、それぞれの地域特性を踏まえた上で、以下の5つの視点から捉えた“環境”の各分野とその内容を定めます。

表 1-1) 対象とする環境分野

分野	内容
地球環境	気候変動、脱炭素社会など
資源循環	3R+Renewable、循環型社会など
自然環境	森林・水辺、農林業、動植物、生物多様性、外来生物など
生活環境	大気環境、水環境、騒音・振動・悪臭、景観、不法投棄など
環境教育・協働	環境学習、環境ビジネス、環境パートナーシップなど

5. 計画の主体と役割

本計画を推進する主体は、「住民」、「事業者」、「行政（各市町）」です。

圏域で生活する人々がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、お互いに協力し、連携することが求められます。

<住民>

圏域や地球規模の良好な環境の保全と創出を担う役割を理解し、日常生活におけるごみの減量やリサイクル、省エネルギーなどの環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない持続可能な生活様式への転換が求められます。

<事業者>

事業の構想、計画、実施（製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等）に至るあらゆる段階において、持続可能な事業活動を進め、公害の防止、環境保全や安全性の確保、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めることが求められます。

また、地域住民や行政と協力しながら、良好な環境の保全及び創出への取組も求められます。

<行政（各市町）>

環境基本条例や環境保全条例及び本計画に基づき、国や県、住民・事業者との協働により、良好な環境の保全及び創出に向けての各施策を展開し、各市町の事務及び事業においても率先した環境保全活動に取り組みます。

また、環境保全に関する情報提供等を通じて住民及び事業者の環境保全活動を積極的に支援するなど、地域の環境保全活動への理解と協力を得ながら本計画を推進します。